

「(仮称) 山県市食料品等物価高騰支援給付金」支給事業業務公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高の影響を受ける市民への臨時の支援措置として、(仮称) 山県市食料品等物価高騰支援給付金を支給するもの。

2 業務の概要

(1) 業務名

「(仮称) 山県市食料品等物価高騰支援給付金」支給事業業務

(2) 業務の内容

「(仮称) 山県市食料品等物価高騰支援給付金」支給事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

給付金案内、確認書、記入例、返信封筒作成、封入封緘、発送業務は含まない。

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年7月31日（金）まで

(4) 提案上限額

金11,229,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 注意事項

本事業は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用する事業であり、「令和7年度山県市一般会計補正予算（令和8年2月山県市議会臨時会）の成立を前提に事業化される停止条件付事業である。早期の円滑な事業スタートのため、予算成立前に公募を行うが、予算の成立をみなければ、提案を公募したことに留まり、いかなる効力も発生しない。

3 実施形式

公募型プロポーザル方式により企画提案を総合的に評価及び審査し、最優秀企画提案者を選定する。

4 参加資格

公募型プロポーザルに参加する者（以下「提案者」という。）は、次に掲げる条件を全て満たすこと。

- (1) 法人であること。
- (2) 当該プロポーザル方式の公表の日時点において、山県市入札参加資格者名簿（物品・役務）に登載された者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者。
- (4) 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため市長が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。）でないこと。
- (5) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 国税・市税の未納がない者。
- (7) 複数のコンソーシアム構成員になって参加し、また、単独の事業者として参加するなど重複参加していないこと。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申し立て又は破産（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第法6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条2号に規定する暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者を経営に関与させている者ではないこと。
- (10) 宗教又は政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

5 参加資格に関する失格要件

提案者が次の事項に該当すると市が判断した場合は失格とする。ただし、市がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。

- (1) 本要項を遵守しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 応募資格を欠いていることが判明した場合
- (5) その他提案者の失格事項に相当するものと市が判断した場合

6 募集スケジュール（予定）

内容	年月日
(1) 募集開始	令和8年1月23日（金）
(2) 募集関係書類の配布	令和8年1月23日（金）～2月10日（火）17時
(3) 質問書受付	募集開始～令和8年1月30日（金）17時
(4) 質問回答	隨時
(5) 企画提案書等受付	募集開始～令和8年2月10日（火）17時
(6) 審査会	令和8年2月中旬頃
(7) 審査結果通知	令和8年2月下旬頃

7 募集の要領

(1) 募集開始

市ホームページに掲載

(2) 募集関係書類の配布

市ホームページからダウンロード又は下記「13 問合せ及び応募先」窓口にて受取

(3) 質問書受付

質問書（様式第2号）に記入の上、Eメールの件名を「(仮称) 山県市食料品等物価高騰支援給付金」支給事業業務質問（法人名）として「13 問合せ及び応募先」宛てに送信し、電話で到着確認すること。

(4) 質問回答

質問への回答は、市ホームページ上（本要領を掲載している画面と同一画面上）に隨時掲載する。ただし、最優秀企画提案者選定に支障を来す恐れがあると判断した質問については、回答しないものとする。

（5）企画提案書等受付

① 提出書類

日本工業規格A4判縦型にて作成し、提出すること。

- (ア) 応募申請書（様式第1号）
- (イ) 事業者概要書（様式第4号、パンフレット等も可）
- (ウ) 業務実績書（様式第5号、任意様式等も可）
- (エ) 企画提案書（任意様式）

※仕様書の内容を踏まえて作成すること。様式は任意とするが、日本工業規格A4判縦型に横書き（長辺綴じ、一部A3判資料折込使用可）、文字サイズは12ポイントを基本とする。

- (オ) 見積書（任意様式）

② 提出部数

正本 1部（提出書類（ア）～（オ））

副本 7部（提出書類（イ）～（オ））

③ 提出方法

「13 問合せ及び応募先」へ郵送（必着、書留郵便）又は持参により提出すること。持参の場合の受付時間は9時から17時（土日祝日は除く。）までとする。郵送の場合は当日17時までの必着とする。

④ その他

応募申請書提出後、公募型プロポーザルへの参加を辞退する者は参加辞退届（様式第3号）1部を「13 問合せ及び応募先」へ提出すること。

（6）審査会

提案者から提出された企画提案書等について、提案者の当業務担当予定者がプレゼンテーションを行い、下記8で示す審査基準に基づいて採点する。実施日は別途通知する。なお、当該審査会は、提案者が1者のみの場合であっても審査を実施する。

プレゼンテーションに要する時間は、30分以内（説明20分以内、質疑応答10分程度）とし、提案書等の受付順で実施する。

プレゼンテーションの出席者は説明者を含め3名までとする。

プレゼンテーションに使用する資料は、企画提案書のみとし、追加資料の配布、投影は認めない。

応募者が多数の場合は、事前審査として書類選考を実施し、プレゼンテーション審査を受けることができる業者を選定することがある。

（7）審査結果通知

各企画提案者に文書で通知する。審査経過については公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。

8 審査基準

（1）提案内容が、仕様書の要件を満たしており、かつ、上限額の範囲の価格を提示した者を評価の対象とする。

（2）最優秀企画提案者の選定に際しては、以下の項目を評価し、各評価項目の得点を加点する方法により総合的に評価する。

① 全体評価

仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。また、事業の目的に関する理解・知識が十分にあるか。

② 実施体制

仕様書に定められた業務を安定的かつ的確、迅速、誠実に実施することができる実施体制であるか。

③ 業務実績

業務実績が豊富にあるか。過去に携わった業務等が確実に達成されているか。

④ 情報管理

情報セキュリティ等に対する高いコンプライアンス意識を保持しているか。

⑤ 見積価格

業務内容に対し、適正な価格であるか。

9 契約手続き等

(1) 契約方法

- ① 最優秀企画提案者と市は企画提案書の内容をもとに協議を行い、業務の内容に係る具体的な仕様を確定し、改めて見積書を徴取した上で契約を締結する。
- ② 最優秀企画提案者と市との間で協議が整わない場合又は最優秀企画提案者が契約を辞退した場合は、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(2) 委託料の支払い

- ① 委託料の支払いについては、契約期間内に業務を完了し、市による検査後、契約金額を全額支払うものとする。
- ② 全ての証拠書類は、本業務終了後、5年間保存すること。

10 権利の取扱い

仕様書記載のとおり

11 公正な提案競技の確保

公正なプロポーザルを実施するため、提案者が次の(1)から(4)の行為を行った場合は、審査対象から除外する。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為
- (2) 競技を制限する目的で他の提案者と参加意思又は提案内容について相談する行為
- (3) 最優秀企画提案者の選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示する行為
- (4) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為

12 その他

- (1) 応募申請書（様式第1号）又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、提案が無効となることがあるので留意すること。

- ① 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
 - ② 作成様式及び記載上の留意事項に適合しないもの。
 - ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ④ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - ⑤ 虚偽の内容が記載されているもの。
- (2) 選定された事業者の企画提案書等応募書類は公開の対象とする。選定されなかった事業者の企画提案関係書類は、事業者名をはじめ原則非公開とする。ただし、市情報公開条例その他の法令で規定があるときは、当該規定が優先されるものとする。
- (3) 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 提出競技並びに契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (6) この募集に伴いプロポーザル応募に要した費用は応募事業者の負担とする。

13 問合せ及び応募先

〒501-2192 岐阜県山県市高木1000番地1 山県市企画財政課企画調整係
電話番号 0581-22-6825
メールアドレス kikaku@city.gifu-yamagata.lg.jp

14 添付書類等

- (1) 応募申請書（様式第1号）
- (2) 質問書（様式第2号）
- (3) 参加辞退届（様式第3号）
- (4) 事業者概要書（様式第4号）
- (5) 業務実績書（様式第5号）